

専用水道における浄水の水質基準及び検査頻度の概略

令和8年4月1日現在

項目	基準項目名	基準値	単位	検査頻度
1	一般細菌	100	個/ml	1回/1月以上(省略不可)
2	大腸菌	不検出		1回/1月以上(省略不可)
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
8	六価クロム化合物	0.05	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L	1回/3月以上 ^{注2)}
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	1回/3月以上 ^{注2)}
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
14	四塩化炭素	0.002	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
20	PFOS及びPFOA	0.00005	mg/L	1回/3月以上 ^{注2)}
21	ベンゼン	0.01	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
22	塩素酸	0.6	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
23	クロロ酢酸	0.02	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
24	クロロホルム	0.06	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
25	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
26	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
27	臭素酸	0.01	mg/L	1回/3月以上 ^{注3)}
28	総トリハロメタン	0.1	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
29	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
30	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
31	ブロモホルム	0.09	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
32	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	1回/3月以上(省略不可)
33	亜鉛及びその化合物	1	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
35	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
36	銅及びその化合物	1	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
37	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
38	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
39	塩化物イオン	200	mg/L	1回/1月以上 ^{注1)}
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
41	蒸発残留物	500	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
42	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
43	ジェオスミン	0.00001	mg/L	1回/1月以上 ^{注3)}
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001	mg/L	1回/1月以上 ^{注3)}
45	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
46	フェノール類	0.005	mg/L	1回/3月以上 ^{注2,3)}
47	有機物(全有機炭素TOC)	3	mg/L	1回/1月以上 ^{注1)}
48	pH値	5.8-8.6		1回/1月以上 ^{注1)}
49	味	異常でない		1回/1月以上 ^{注1)}
50	臭気	異常でない		1回/1月以上 ^{注1)}
51	色度	5	度	1回/1月以上 ^{注1)}
52	濁度	2	度	1回/1月以上 ^{注1)}

注1) 連続的に計測及び記録がされている場合にあっては、おおむね3月に1回以上とすることができる。

注2) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であつて、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値(基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。)の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。

注3) 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる。